

文書整理番号	JEC 307		
制定日	2004年10月1日	レビュー者	レビュー日
改訂日	<b>2023年10月1日</b>	システム管理者	2021年8月31日
制定・改訂者	システム管理者	システム管理者	2022年8月26日
承認者	製品認証部長	システム管理者	<b>2023年8月25日</b>

## 認証事業料金規程

### 1. 目的

この規程は、**認証の授与**に関して申請者及び被認証者が負担すべき**料金**について定める。

### 2. 適用範囲

この規程は、製品認証部が実施する**全てのマーク制度**に適用する。

### 3. 定義

#### 3.1 審査料

新しい**認証番号**が発行される**認証の申請**（加工剤を変更する場合を含む。）に関する**評価・判定**を行うために必要な**料金**。全ての申請者が負担する。審査料は、**初回審査料**と**追加審査料**に区分する。**初回審査料**は当協議会の認証を初めて申請するとき、**追加審査料**は2回目以降に申請するときの料金をいう。

#### 3.2 登録料

**認証を維持**するために必要な**料金**。**マーク使用料**と同意。年度ごとに支払う。該当するマークの**マーク認証事業会費**を負担している会員は、この料金の支払いを免除されが、会費であっても登録料と同意であるため、**消費税**が課される。

### 4. 審査料

審査料は、次の通りとする。

- a) **初回審査料**：100,000円（税込 **110,000円**）
- b) **追加審査料**：30,000円（税込 **33,000円**）

### 5. 登録料

5.1 **登録料**は、年度ごとに**380,000円**（税込 **418,000円**）とする。

5.2 **登録料の有効期間**は、**年度末（3月31日）**までとし、年度途中の申請であっても、5.1に定めた登録料を負担しなければならない。但し、**2月の認証判定委員会**で認証の授与が決まった申請者は、**翌年度から当該認証番号を使用**することを表明することにより、**当該年度の登録料の負担を免れることができるはなく、翌**

年度からの負担となる。

5.3 マーク認証事業会費を支払う会員においては、会費を充当し、5.1の登録料を請求しない。但し、マーク認証事業会費（1マーク税抜210,000円）の上限は、当協議会の入会金・会費規程の第8条2項に従い、105万円（税抜、5マークに相当）とする。前項の但し書は、この会費にも適用する。

6. 料金の請求・返却

6.1 申請者への請求は、認証の授与が決定した後、速やかに行う。入会申請を合わせて行った申請者には、定められた会費の請求と合わせて行う。但し、授与しないことが決まった申請者には、審査料及び必要な会費を請求する。

6.2 翌年度以降の被認証者への請求は、毎年、年度の初め（4月）に登録料又は会費を請求する。

6.3 年度の途中で認証の返上もしくは退会を申請した場合、又は認証が取消しになった場合は、既に支払われた料金を返却しない。

7. 制定及び改訂

本規程の制定及び改訂は、マネジメントシステム管理者が行い、製品認証部長が承認する。

[改訂記録]

<2012年4月1日>

- ・「制定・改訂者」及び「承認者」を記載。
- ・認証許諾者→被認証者、認証許諾→認証授与

<2014年4月1日>

- ・他の規程に合わせて文書の構成を変更。
- ・消費税率の変更に伴い、税込金額を修正。
- ・登録料の負担方法（5.2）及び料金の請求・返却（6項）について追記。

<2015年4月1日>

- ・初回審査料を会員料金と同額に統一（4項）
- ・認証を授与しない申請者への請求に関する表現を修正（6項）

<2016年10月1日>

- ・文書のレビューの記録欄を追加（標題の上）

<2017年4月1日>

- ・マーク認証事業会費の上限を記載（5.3）

<2017年10月1日>

- ・品質システム管理者→システム管理者（表紙）
- ・品質システム管理者→マネジメントシステム管理者（7項）

<2019年4月1日>

- ・年号表記の西暦への変更（全般）

<2019年10月1日>

- ・消費税率の変更に伴い、税込金額を修正。

<2023年10月1日>

- ・当該年度の登録料の負担を免れることができる→当該年度の登録料の負担はなく、翌年度からの負担となる (5.2)